

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表第3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略						略							
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(12) 略					1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(12) 略					
		(13) 被保護者就労支援事業を 実施すること。（法55条の6第1 項）	○	○									
		(14)～(21) 略											
	2 生活困窮 者自立支援 法関係事務 法…生活困 窮者自 立支援 法	(1) 生活困窮者住居確保給付金 を支給すること。（法5条1項）	○	○			(13)～(20) 略						
(2) 偽りその他不正の手段によ り給付金の支給を受けた者から 不正利得を徴収すること。（法 12条1項）		○	○										
(3) 生活困窮者住居確保給付金 の支給を受けた生活困窮者等に 対し、報告等を命じ、又は当該 職員に質問させること。（法15 条1項）		○	○										
(4) 生活困窮者住居確保給付金 の支給に関し、官公署等に対し 必要な文書の閲覧、資料の提供 又は報告を求めること。（法16 条1項・2項）		○	○										
略						略							
用地 管理 課	1～11 略					用地 管理 課	1～11 略						
	12 土砂災害 警戒区域等 における土 砂災害防止 対策の推進 に関する法	(1)～(5) 略		略			12 土砂災害 警戒区域等 における土 砂災害防止 対策の推進 に関する法	(1)～(5) 略		略			
(6) 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域の指定又は指 定の解除の際、あらかじめ関係 のある市町の長の意見を聴くこ と。（法7条3項・6項、9条		(6) 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域の指定又は指 定の解除の際、あらかじめ関係 のある市町の長の意見を聴くこ と。（法6条3項・6項、8条											

律関係事務 法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	3項・9項)	
	(7) 土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している特定開発行為に係る届出を受けること。(法14条1項)	
	(8) 特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。(法17条1項ただし書・3項)	
	(9) 特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。(法20条)	
	(10) 特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等を行うこと。(法23条)	
	(11) 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法28条1項)	
	(12) 緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法30条1項)	
	(13) 略	
13～23 略		

律関係事務 法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	3項・9項)	
	(7) 土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している特定開発行為に係る届出を受けること。(法13条1項)	
	(8) 特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。(法16条1項ただし書・3項)	
	(9) 特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。(法19条)	
	(10) 特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等を行うこと。(法22条)	
	(11) 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法26条1項)	
	(12) 緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法28条1項)	
	(13) 略	
13～23 略		

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～3 略

4 文書館

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 文書館規則関係事務	(1)～(4) 略			
	(5) 1件10万円未満の寄贈(負担付きのものを除く。)を受けることを決定すること。		○	
	(6) 略			

5～8 略

9 保健福祉事務所

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～3 略

4 文書館

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 文書館規則関係事務	(1)～(4) 略			
	(5) 略			

5～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(12) 略			
		(13) 被保護者就労支援事業を実施すること。(法55条の6第1項)	○	○	
		(14)～(21) 略			
	2 生活困窮 者自立支援 法関係事務 法…生活困 窮者自 立支援 法	(1) 生活困窮者住居確保給付金を支給すること。(法5条1項)	○	○	
		(2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法12条1項)	○	○	
	(3) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。(法15条1項)	○	○		
	(4) 生活困窮者住居確保給付金の支給に関し、官公署等に対し必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めること。(法16条1項・2項)	○	○		
	3～5 略				
略					

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(12) 略			
		(13)～(20) 略			
	2～4 略				
略					

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者に係る登録内容の変更をすること(香川県指定難病専門審査会の意見を聴取する必要がない場合に限る。)	略		
3 健康増進法関 係事務 法…健康増進法	(1)～(5) 略			
	(6) 当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品等を収去させること。(法27条1項、32条3項)	略		
4～24 略				
25 食品衛生法関 係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法 施行規則 条…食品衛生法 施行条例	(1)～(10) 略			
	(11) 営業者等から危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出を受けること。(条3条2項)	○	○	
	(12) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う者から届出事項の変更等の届出を受けること。(条3条3	○	○	

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者に係る登録内容の変更をすること(特定疾患対策協議会の意見を聴取する必要がない場合に限る。)	略		
3 健康増進法関 係事務 法…健康増進法	(1)～(5) 略			
	(6) 当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品等を収去させること。(法27条1項、32条3項、32条の3第3項)	略		
4～24 略				
25 食品衛生法関 係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法 施行規則 条…食品衛生法 施行条例	(1)～(10) 略			

	項)			
	(13) 略			
	(14) 許可業者から廃業、休業又は営業の再開の届出を受けること。(条7条)	○		○
26～31 略				
32 食品表示法関係事務 法…食品表示法	(1) 食品関連事業者等その他関係事業者に対し、食品に関する表示(品質に係るものを除く。)について必要な報告等を求め、又は当該職員に事務所等の立入検査等をさせ、若しくは食品等を収去させること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法8条1項)	○	○	

	(11) 略
26～31 略	

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(7) 略 (8) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項) (9)～(33) 略	略		
2 略				

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1)～(7) 略 (8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項) (9)～(33) 略	略		
2 略				

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に	(1)～(7) 略 (8) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項) (9)～(32) 略	略		

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に	(1)～(7) 略 (8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項) (9)～(32) 略	略		

関する最低基準
2 略

13～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 食品表示法関係事務（食肉、魚肉、食肉製品及び添加物に限る。） 法…食品表示法	(1) 食品関連事業者等その他関係事業者に対し、食品に関する表示（品質又は栄養成分に係るものを除く。）について必要な報告等を求め、又は当該職員に事務所等の立入検査等をさせ、若しくは食品等を収去させること。（法8条1項）	○	○	

18～25 略

26 農業大学校

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 香川県立農業大学校学則関係事務 規…香川県立農業大学校学則	(1) 授業料の減免等を行うこと。（規31条） (2) 授業料の分納の許可又はその納付の猶予等を行うこと。（規32条） (3) 既納の授業料の不還付に係る特例の承認を行うこと。（規33条ただし書）	○	○	

27～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～13 略				
14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂	(1)～(5) 略 (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定又は指定の解除の際、あらかじめ関係のある市町の長の意見を聴くこと。（法7条3項・6項、9条3項・9項） (7) 土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手	略		

関する最低基準
2 略

13～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				

18～25 略

26～29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～13 略				
14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂	(1)～(5) 略 (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定又は指定の解除の際、あらかじめ関係のある市町の長の意見を聴くこと。（法6条3項・6項、8条3項・9項） (7) 土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手	略		

災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 施行細則	している特定開発行為に係る届出を受けること。(法14条1項)
	(8) 特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。(法17条1項ただし書・3項)
	(9) 特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。(法20条)
	(10) 特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等を行うこと。(法23条)
	(11) 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法28条1項)
	(12) 緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法30条1項)
(13) 略	
15～26 略	

災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 施行細則	している特定開発行為に係る届出を受けること。(法13条1項)
	(8) 特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。(法16条1項ただし書・3項)
	(9) 特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。(法19条)
	(10) 特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等を行うこと。(法22条)
	(11) 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法26条1項)
	(12) 緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法28条1項)
(13) 略	
15～26 略	

32 略

31 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。